

# 第5回レシート de 商品券事業 登録店募集要項

## 1 目的

物価高の影響を受けた足立区内事業者の支援及び地域における消費喚起により、区内経済活性化を図る。

## 2 事業概要

(1)名称 第5回レシートde商品券事業

(2)応募方法等

消費者は、登録店で1会計当たり900円(税込)以上の買物等をして、㊟スタンプ(藍色)が押印されたレシート(または領収書)を受け取る。2店舗以上の押印済レシートを合計9枚集め、第5回レシートde商品券運営事務局(以下「運営事務局」という。)に申請することで足立区商店街振興組合連合会(以下「商連」という。)が発行する区内共通商品券(以下「商品券」という。)3,000円分の交付を受ける。

※ 決済方法不問。レシート9枚全て同一店舗は不可

※ スタンプ押印はレシート1枚につき1回とする。

※ 商品券の利用方法、取扱店舗等は、商連が利用規約等で定めるところによる。本事業の登録店になろうとする事業者(店舗)が商品券の取扱いを希望する場合は、事業者(店舗)において商連に問い合わせのうえ、必要な手続等を取る必要がある。

(3)実施期間 令和8年4月27日(月)から  
6月16日(火)まで

(4)応募資格 不問。本事業の㊟スタンプが押印されたレシートを9枚集めた方であればどなたでも応募可能。

(5)応募条件 1人1回のみ申請可、2回目以降の申請は無効。

## 3 事業(スタンプ押印)の対象と ならないもの

- (1)有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (2)資産形成に資する自動車や不動産の支払い
- (3)通信販売、訪問販売その他の足立区内の登録店の実店舗以外での商品・サービス等の購入、コンビニエンスストア等での収納代行(公共料金・携帯電話料金・保険料等の支払い・航空券や新幹線等のチケット購入・宅配便配送料等)
- (4)たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定される製造たばこ
- (5)保険調剤・保険診療
- (6)登録店以外で購入した商品
- (7)購入額が1会計当たり900円(税込)に満たないもの及び本事業実施期間外の購入に関するもの
- (8)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業への支払い
- (9)公序良俗に反するもの

(10)電子マネーへのチャージ

(11)その他、足立区長が不適当と認めるもの

## 4 登録店の参加資格

足立区内所在の事業所(店舗)とする。ただし、次の(1)から(7)に該当する事業者を除く。

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2)特定の宗教・政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行う事業者
- (3)上記「3 事業(スタンプ押印)の対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- (4)役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- (5)商連に非加盟の大型店舗等(店舗面積1,000㎡超の店舗、店舗面積1,000㎡超の商業施設内のテナント)
- (6)企業間取引のみを専門に行っている事業者
- (7)その他、足立区長が不適当と認めるもの

## 5 登録店の責務等

- (1)登録店に配布する「登録店マニュアル」の内容を遵守し、㊟スタンプを適正に押印して下さい。
- (2)1回当たりの会計がたばこ等、対象外の商品を除いて900円(税込)以上である場合は、レシート等の表面に運営事務局が提供する㊟スタンプを1回押印してください。レシート等には、店名、日付及び金額がすべて記載されていることが必要です。スタンプは店名、日付及び金額が確認できる箇所に押印してください。レシートにこれらの事項の1つでも記載されていない場合は、これらの事項をすべて記載した領収書を発行し、領収書にスタンプを押印してください。領収書の場合はただし書も記載してください。
- (3)900円(税込)未満の複数のレシート等を合算して、本事業の対象とすることはできません。同一の登録店が発行する複数のレシート等を合算して900円(税込)以上となる場合でも、スタンプの押印はしないでください。
- (4)1会計当たりの金額が900円(税込)の整数倍の金額を超える場合でも、スタンプの押印は1回のみです。発行後のレシート等の分割(割前勘定)や、1枚のレシート等への複数回のスタンプ押印(例:税込2,000円のレシートにスタンプを2回押印)はしないでください。
- (5)本事業の実施期間中は全営業日をスタンプ押印対象としてください。
- (6)虚偽のレシート等発行、スタンプの不正押印、スタンプの複写は絶対にしないでください。
- (7)登録店自らの事実上の取引(商品の仕入れ等)で支払いしたレシート等及び登録店の店主等が自らの店舗で発行したレシート等を利用して本事業に応募することはできま

- せん。
- (8)発行済みのレシート等の紛失や盗難、滅失、スタンプの押印、レシート等の必要事項の不備、商品券の利用、その他の本事業の実施に係る登録店と顧客間のトラブル等について、運営事務局及び足立区は一切の責任を負いません。
  - (9)店舗の移転・閉店等により、登録店登録情報の変更が必要となった場合は、速やかに運営事務局まで電話連絡をしてください。登録店の閉店等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として実施期間中の登録抹消はできません。
  - (10)本事業に係る広報を消費者に行ってください。
  - (11)事業終了後、実施期間を通じて適切に本事業に係る登録店としての事務を行ったことを条件に、登録店には事業協力金として10,000円を支給します。

## 6 レシート・領収書の要件

下記(1)から(4)を具備すること。(1)から(4)の事項の記載がない場合は、消費者へ申請内容に不備ありとして返送する場合があります。

- (1)店舗名
- (2)税込金額
- (3)購入日付
- (4)ただし書き ※領収書のみ

## 7 登録店登録申込

- (1)申込方法  
「第5回レシートde商品券事業」登録申込書・誓約書を郵送または足立区ホームページからオンライン申請。
- (2)申込期間  
令和8年2月12日(木)から5月13日(水)必着まで  
※ 申込期間を過ぎての申請は一切受け付けません。  
※ 令和8年3月10日(火)(必着)までに申込のあった店舗は区施設等で配布する「登録店一覧」に掲載します。3月11日以降に申込があった店舗は足立区ホームページにのみ掲載します。
- (3)申込後の審査・登録  
上記の申込後、運営事務局の審査を経て登録店登録の可否を決定します。登録の可否については、令和8年4月上旬頃に登録店登録通知書をもってお知らせします。登録の決定に当たっては、運営事務局が必要と認める条件を付す場合があります。
- (4)その他
  - ① 足立区内に複数の店舗がある場合でも、店舗ごとに個別に申込をしてください。
  - ② 運営事務局が提供する㊟スタンプは、原則1店舗につき1個のみ配布します。レジが複数台ある店舗等2個以上のスタンプが必要な場合は登録店申込時にその旨記載してください。

## 8 登録店の取消等

- (1)登録店が「登録店募集要項」に違反した場合、登録店の登録決定の内容又は登録決定に付した条件に違反した場合、正当な理由なく(2)に定める報告、調査、指示等を拒んだ場合、その他運営事務局が登録店の登録の継続を不適当と認めた場合は、登録店の承認を取り消す

場合があります。この場合、事業協力金は不支給とし、事業協力金を交付済の場合は直ちに運営事務局の指定する方法により返還していただきます。

- (2)本事業の適正な実施のため、運営事務局は、必要に応じて登録店における本事業の実施状況について報告を求め、または登録店の現地調査等を行う場合があります。また、その結果に基づいて、必要と認める指示等を行う場合があります。この場合、事業者はこれに応じる義務が生じますので、あらかじめご了承ください。
- (3)店舗が登録店になっているにも関わらずレシートに押印していない事実や、事業終了前に途中で押印を止めていた事実が判明した場合は、事業協力金は不支給とし、事業協力金を交付済の場合は直ちに運営事務局の指定する方法により返還していただきます。

## 9 その他留意事項について

- (1)登録店募集要項の内容に疑義が生じた場合や記載の無い事項については、運営事務局へお問い合わせください。お問合せいただいた内容及びこれに対する運営事務局の回答は、「登録店マニュアル」のQ&Aとして掲載します。登録店においては、登録店募集要項のほか、「登録店マニュアル」の内容も遵守するようお願いいたします。
- (2)登録店情報(店舗名、店舗所在地、店舗電話番号、業種)については、「登録店一覧」として取りまとめ、足立区ホームページに掲載するほか、足立区施設等でも配布します。なお登録店情報を掲載できない場合は、登録店になることはできません。※ 掲載する登録店情報は変更する場合があります。
- (3)予算額に達した場合や、その他足立区が必要と認めた場合は、本事業の中止・変更をする可能性があります。
- (4)登録申込書・誓約書に記入いただいた内容は、足立区が今後実施する事業のお知らせ等に活用する可能性があります。

## 【お問合せ先】

第5回レシートde商品券事業コールセンター  
電話：050-1731-7073

受付時間 平日：10時～18時

(土日祝：4月～6月のみ受付)